

政府統計の個票利用と統計法改正

——試行的提供の経験を踏まえて——

山 口 幸 三

我が国の政府統計は、国際的にも高い水準であると評価されているが、個票データの利用については、欧米諸国から遅れていると言われている。個票データの利用が進まないのは、統計法において利用に厳しい制限があるためである。その問題に対して、様々な提言や取組みがなされてきており、その具体的な取組みの一つが政府統計マイクロデータの試行的提供である。本稿は、試行的提供がこの問題にどのように対応したか、どのような意味を持ったかを考察したものである。また、平成19年5月に改正された統計法の下での個票データ利用上の問題を推察するとともに、個票データの利用において今後考えるべき課題を提示した。

1. はじめに

平成19年5月に統計法が改正され、政府統計の個票データ¹⁾の二次的な利用に関する規定が設けられた。これは、社会科学分野での実証分析において画期的な意義があると考えられる。学界から統計法の改正を機に、個票データの利用に対する提言やコメントが出されており、期待が大いに高まっている。

個票データ提供の運用については、現在検討されており、平成21年春の全面施行までに具体的な運用の基準等が定まっていくものと考えられる。本稿では、以上のような状況を踏まえ、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター(以下、「センター」という。)が運営している政府統計マイクロデータの試行的提供について、その仕組みと実績を報告することで、新統計法(本稿では、改正された統計法を「新統計法」、改正前を「旧統計法」という。)下における政府統計の個票データの提供に関する仕組み構築の一助としたい。

具体的には、まず、試行的提供以前の状況と目的外使用制度から個票データ利用の問題を整理し、次に試行的提供に至る経緯と仕組みから個票データ利用の問題への対応を検討し、実績から試行的提供の意義について考察する。さらに、新統計法に盛り込まれている規定をみるとともに、試行的提供での経験と実績を踏まえ、

新統計法に基づく個票データの利用について考えるべき課題について列挙し、課題への対応について検討したい。

2. 試行的提供以前の状況

2.1 特定領域研究以前

社会科学分野において、政府統計の個票データの利用に関心がもたれるようになったのは、文部省の科学研究費補助金による特定領域研究「統計情報活用フロンティアの拡大——マイクロデータによる社会構造解析——」(研究代表者松田芳郎)において、実際に個票データを用いた多くの研究が行われたことが契機になっている。

それ以前も、一部の研究者によって政府統計の個票データによる分析がされているものの、行政機関及びそれに準ずる機関との共同研究、それらの機関からの委託等を受けた研究が主であると思われる²⁾。

個票データの使用に関しては、旧統計法の第15条第2項の目的外使用の規定により、総務省政策統括官(統計基準担当)に申請し、承認され、その使用を公示されなければ利用することができない。目的外使用に当たって課せられる承認基準は、かなり厳しいものである。したがって、「統計基準年報」で特定領域研究以前の数年間をみると、承認されたケースはほとんどが国及び地方公共団体の申請であり、大学の研究者が

申請し、承認された件数はおしなべて年間10件程度と低い水準にとどまっており、使用目的をみると医学分野が多くを占めていた。

2.2 目的外使用制度

ここで、特定領域研究以降の個票データ利用の取組みについてみる前に、旧統計法³⁾の目的外使用制度における個票データ利用上の問題点を整理しておく。旧統計法においては、調査票の統計上の目的外での使用を原則禁止することが規定されている⁴⁾。「統計上の目的」とは一般的な統計を作成することを意味するものではなく、調査による指定統計の作成を意味している。これは、指定統計を作成するための調査を実施するとき、旧統計法第7条に基づいて調査事項や集計事項について総務大臣の承認を得る必要があることから、法理論的に「統計上の目的」がそのときに承認された集計事項を意味することになるからである。これは、申告者が調査票を記入した時点で認識していた以外の目的で調査票が勝手に使用されないことを担保することにより、正確な申告をしてもらい、ひいては法の目的である統計の真实性を確保することにある⁵⁾。ただし、調査票を「統計上の目的」以外に使用することが、積極的に公益に資する場合もあると考えられるので、総務大臣の承認を得て例外的に使用できることにしている。なお、届出統計調査、承認統計調査についても同様な趣旨から、ほぼ同様の規定(旧統計法第15条の2)がおかれている。以上が総務省政策統括官(統計基準担当)の解釈とされている。

目的外使用の承認においては、旧統計法第14条による秘密の保護を担保することと、調査票の使用が公益性の高いものであることを条件としている⁶⁾。承認条件の秘密の保護について厳しく審査されるのは当然であるものの、公益性についての審査の基準も極めて厳しいものとなっている。これは、申告者との信頼関係を維持するためには、申告者の利益を保護するだけでなく、社会全般的な利益に積極的に貢献することが要求されているためである。具体的には、行政機関との共同研究、行政機関からの委託研究または補助を受けて行う研究、行政機関が公益性を有することを認めた研究であることが条

件となり、単なる学問的な利用では積極的な公益性があるとは認められない。そのために、我が国では、学術研究であっても目的外使用は一部しか認められず、利用が進んでいないのが現状である。

目的外使用制度の実際の運用においても、承認が得られにくいうえ、①承認までに長期間を要すること、しかも利用については必要最低限の期間を要求されるので、②利用は短期間であること、③詳細な集計様式を事前に確定しておかないといけないうえ、そのために④試行錯誤や追加分析は行いにくい、といった問題がある。そのほかにも、⑤提供用にデータが作成されていないこと、⑥政府統計データを扱うことに研究者が慣れていないこと、の問題もあり⁷⁾、個票データが提供されても、実質的な分析に至るまでの過程はかなり大変である。

2.3 特定領域研究

統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」(平成7年3月)では、標本データの提供について、おおむね2～3年を目途に専門的・技術的な研究を行う必要があると指摘した。特定領域研究は、このような課題に対して、学問的な研究がなされたものである。具体的な研究課題として、マイクロデータに関する①統計的技法の研究、②社会制度上の問題の研究、③利用分野の拡大を掲げている。そのうち、①については政府統計のマイクロデータによる実証分析を行うために、目的外使用を申請している。平成8年度から10年度までの研究期間に、約130人の研究者が参加し、延べ76の政府統計を目的外使用した。

特定領域研究での目的外使用申請は、個々の研究者が行うのではなく、特定領域研究事務局を務めるセンターがまとめて行っている。これは、研究者から集計用プログラムを提供させて、センターで集計し、その集計表を研究者に提供する、いわゆるオーダーメイド集計の一種を採用しているためである。

2.4 特定領域研究以降

特定領域研究の参加者など多くの研究者から個票データの利用継続の強い要望があった。こ

の要請を受けて、特定領域研究を引き継ぎ、日本学術振興会の科学研究費補助金による「マイクロ統計データ活用研究会」(研究代表者 松田芳郎、その後井出満)で個票データの利用を継続することとなった⁸⁾。研究目的として、①秘匿処理のユーザビリティの検証、②社会構造等の解析を掲げている。

特定領域研究でのオーダーメイド集計方式では研究者にとって制約が、事務局にとっては負担が大きかったために、この研究会ではマイクロ統計データからリサンプリングし、さらに一部の調査項目を削除やトップコーディングなどの秘匿処理⁹⁾を施したデータを利用者に提供する方式を取っている。利用者を公募し、事務局経由で目的外申請を行っている。平成12年度から16年度までの研究期間に、67人の利用者が応募し、延べ44の政府統計を目的外使用した。

この個票データの利用は、平成17年度以降も「マイクロ統計データ活用研究会」(研究代表者 森博美)で継続している。

3. 試行的提供に至る経緯

3.1 センターにおける個票データ利用促進活動

センターは、それぞれの学術分野における専門資料をその分野の適当な研究機関で完全に収集し、これを研究者の共同利用に供するドキュメンテーション専門センターの設立を求めた日本学術会議の勧告(昭和37年5月)に基づき、昭和39年4月に人文社会科学の全国共同利用施設「日本経済統計文献センター」として発足した。その後、歴史的な統計情報の収集や、データベースの構築・公開も行うようになった。

平成14年4月からは、日本学術会議の報告「情報化社会における政府統計の一次データの提供形態のあり方について」(平成13年7月)に呼応して、政府統計の個票データ利用のための「マイクロデータ分析セッション」が設けられ¹⁰⁾、「社会科学統計情報研究センター」に拡充改組された。その目的は我が国の実証分析の水準を向上するために、政府統計の個票データを全国の研究者が従来よりもより広く利用できるようにするための組織・施設を構築する活動を新たに行おうというものであった。

センターでのこのような活動は、21世紀COEプログラム「社会科学の統計分析拠点構築」(拠点リーダー 斎藤修)の研究活動(平成15～19年度)としても位置づけられていた。

3.2 政府の匿名標本データ提供の動き

「統計行政の新中・長期構想」には、調査結果の利用の拡大という観点から、個票データ、または標本データに対するニーズへの対応について検討課題として掲げている。個票データについては、「今後、統計法の趣旨・目的を踏まえ、調査票の目的外使用の承認基準の見直しを行い、その積極的な活用を図る必要がある。」としている。一方、標本データについては、「標本データの提供については、個体の秘密保護の担保方策を中心に、外国の制度及び提供例、国内外におけるニーズの実態、法制度との関係、具体的な提供方法について、おおむね2～3年を目途に専門的・技術的な研究を行う必要がある。」としている。

この提言を受けて、学界では特定領域研究による学問的な研究を進めることになったことはすでに述べた。政府では、答申を受けて、「統計行政の新中・長期構想推進協議会」を設置し、具体的な検討を進めた。標本データ等に関するニーズへの対応、秘匿措置の方法や秘匿したデータの実用性などが検討され、秘匿措置を組み合わせることにより、個体識別を防止でき、秘匿措置を施したデータの実用性は見込まれると、報告されている。

こうして、標本データの提供についての専門的・技術的な見地からの検討は終了したが、社会的コンセンサスの必要性、法令上の諸問題については、引き続き検討すべき事項として後述の「統計行政の新たな展開方向」に引き継がれ、改めて検討されることとなった。

「統計行政の新中・長期構想」を引き継いで、新たな指針として、平成15年6月の各府省統計主管部局長等会議申合せ「統計行政の新たな展開方向」が決定された。この中で述べられている個票データ提供の在り方の検討は重要な政策課題となっている。匿名標本データの作成・利用における具体的方策として、「匿名標本データの作成・利用のためのガイドラインの作成

など実用化に当たっての基本的な枠組みを検討・構築する。」、また「匿名標本データのニーズや導入に当たっての課題等を把握するため、必要に応じて試験的な匿名標本データの作成を行う。」としている。総務省統計局では、この課題について、実際に提供を行ってみることにより、提供方法などの問題点を把握することが検討され、試験的な形での提供を行うことが計画された。

3.3 個票データ提供システムの構想

我が国の政府統計の個票データの利用は、目的外使用によることになっている。また、実際の運用でも、2.2で述べたような問題があり、学問的利用には不便なことが多い。センターでは、このような状況を改善する個票データ提供システムの構築を計画し、実現に向けて活動を続けてきた。

一方、総務省統計局では、試験的な形での提供を行うために、学問的な利用の問題点の把握には学界側の協力が必要であるとのことから、特定領域研究での実績があり、個票データの利用促進活動や21世紀COEプログラム「社会科学の統計分析拠点構築」の研究も行っている、全国共同利用施設であるセンターに協力を依頼することとなった。

海外の例をみると、個票データの提供は、秘匿処理を施したデータを提供する方法が一般的になっており、我が国の旧統計法の下でも、秘匿処理を施したデータを提供することにより、従来よりも利用しやすい提供方法を構築することが可能ではないかと考えられた。そこで、政府統計の秘匿処理済マイクロデータを、全国の大学研究者が、学術研究目的で、従来よりも容易に利用できるシステムを、統計局との協力の下で、センターが構築することとなった。

4. 試行的提供の仕組み

4.1 個票データ提供システム

試行的提供は、旧統計法の範囲内で、つまり目的外使用制度の下での匿名標本データの提供である。まず、匿名標本データを作成するための目的外使用、さらに作成した匿名標本データを研究者が利用するときの目的外使用と、2段

階の目的外使用申請を行っている。匿名標本データの作成は、試行期間内での使用が認められ、利用については、その都度目的外使用を申請している。

目的外使用の条件のうち①高度の公益性については、「統計行政の新たな展開方向」に掲げられている課題に対する統計局の検討の一環として行われることにより認められている。この課題に対する検討は、総務省統計局の「匿名標本データの作成・利用に関する研究会」(座長 廣松毅)の下に行われ、検討内容は「統計行政の新たな展開方向」を推進するための組織の一部である「統計データ利用促進検討会議」への報告が義務付けられている。次に②秘密の保護については、秘匿処理を施していることと、通常の目的外使用と同様に申請書には詳細な集計様式を付けており、二重の措置をとっている。

4.2 試行的提供の仕組み

試行的提供は、「匿名標本データの作成・利用に関する研究会」における研究の一部として実施する方式を取り、その指揮・監督の下でシステムを構築・運営することになっている。試行期間は平成16年11月から平成20年9月までの4年間とし、前半2年間を第Ⅰ期、後半2年間を第Ⅱ期とし、第Ⅱ期では提供システムの改良を行っている。改良に当たっては、第Ⅰ期の利用者アンケートや利用ニーズなどを参照しながら、提供調査の拡大、利用者範囲の緩和、秘匿処理の改善、利便性の向上、利用者の負担軽減などを考慮している。試行的提供の仕組みの概要は、次のとおりである。

(1) 目的

試行的提供の目的は、匿名標本データ提供のガイドラインの検討に資するために、提供システムの構築や運営に関する問題点を把握することにある。第Ⅰ期は提供システムの基本的な問題点を把握すること、第Ⅱ期は提供システムの実用性を高めることとしている。

(2) 提供する統計

秘匿処理を施した下記の4統計を提供している。

就業構造基本調査(平成4年, 9年, 14年)
社会生活基本調査(平成3年, 8年, 13年)

全国消費実態調査(平成元年, 6年, 11年, 16年)

住宅・土地統計調査(平成5年, 10年, 15年)

提供する統計の選定の考え方は, 次のとおりである。まず, 事業所・企業調査は秘匿処理が困難とされているので, 世帯調査に限定する。また, 世帯調査のうち, 国勢調査は全国民が対象の調査であり, 実際の調査活動においても特別な配慮が必要な調査であることから対象から外すことにする。主要な月次調査(労働力調査, 家計調査等)は, 提供する場合にある程度の期間の時系列データを提供しないと利用価値が低くなることや, その間に調査項目などの変更があることなど, 事務量の問題から対象から外すことにする。結果として, 第Ⅰ期では5年毎に周期的に実施する大規模標本調査である3調査を対象に選定し, 住宅・土地統計調査は第Ⅱ期から対象とした。

(3)利用の条件

匿名標本データの提供は, 申告者である国民の理解を得ることが必須条件であるので, 秘密の保護, 提供された匿名標本データが利用者の下で適正に管理されることが重要である。さらに, この試行的提供はこの種のものとして, 初めての取組みでもあることから, 秘匿処理や利用条件を厳格に定めている。

①利用目的は, 学術研究に限定している。教育目的での利用は許可しない。営利企業からの委託研究については利用を許可しない。

②申請者は, 私立大学も含めた全国の大学の講師以上の専任教員とする。申請者は, 利用目的に係る研究協力者を共同利用者にすることができる。ただし, 大学院生並びに営利企業又は民間(社団, 財団等を含む)研究機関等の職員を共同利用者とすることは認めない。第Ⅱ期からは共同利用者の範囲を緩和して, 「科学研究費補助金研究者」(研究者番号を有する研究者)¹¹⁾を含める。

営利企業などの利用は申告者の不信感を抱かせる懸念が強いため, 実際の調査活動に支障を与える可能性がある。学問的な利用については, 申告者も不信感を抱くことはないと考えられるので, 利用目的を学術研究に限定している。利

用目的が学術研究であるので, 一定水準以上の学術研究を行える者の外形基準として, 大学の講師以上の専任教員としている。秘匿処理済であっても, 個票データであるので, 管理は適正にしなければならない。このためにも大学の専任教員であることを条件とし, 所属長(学部長, 研究所長など)の承認も必要としている。

(4)秘匿処理

試行的提供では, 次の秘匿処理を行っている。

- ・地域区分については, 第Ⅰ期は「3大都市圏」, 「3大都市圏以外」の2区分とし, 第Ⅱ期は6地域(北海道・東北, 関東, 北陸・東海, 近畿, 中国・四国, 九州・沖縄)に細分化する。ただし, 住宅・土地統計調査は47都道府県とする。
- ・年齢が80歳以上の人はすべて80歳に変換する。
- ・世帯員が9人以上の世帯は, その世帯の全データを削除する。
- ・全体から8割のデータを無作為抽出して提供する。ただし, 住宅・土地統計調査は地域区分を細分化するために, リサンプリング率を低くして1割とする。
- ・提供するデータの配列順は無作為化する。
- ・住宅・土地統計調査については, 住宅や建物の外観から大きさがわかる住宅の居住室数, 敷地面積, 建物の階数などはトップコーディングや階級区分化する。
- ・全国消費実態調査, 住宅・土地統計調査の乗率については, 元の数値ではなく, 乗率の大きさ階級別平均値に変換する。

今回の試行的提供で対象としている統計の場合, 例えば, 地域区分を統合し, 年齢などについてトップコーディングを施せば, それだけで調査対象を特定することはほとんどできなくなる。そして, データとしての有用性があり, 利用価値もある。地域区分の統合, 階級区分の統合, トップコーディングなどの方法は, 標本中のユニークなデータを減らし, 調査対象を特定しにくくする方法である。リサンプリングも調査対象を特定しにくくする効果を持っているが, 海外では, 主にセンサスのデータを公開するときに採用している方法で, 調査を受けていたという情報を持っているという条件の下で, 対象

が特定できたと考えてもその対応関係が本当に正しいとは言えないという意味での効果を持っている。

秘匿処理の方法としては、そのほかに、スワッピング、誤差の付加などがあるが、我が国ではあまり望まれない方法であるので、活用することは考えなかった。これらはたとえ調査対象が特定できたと考えたとしても、そのデータが本当に正しいという確証はないという意味で、調査対象の秘密を知ることができないようにする方法である。

このように試行的提供における秘匿処理は、海外の公開用個票データに比べてみると、かなり厳しいものであると言える。

(5)提供方法

- ①第Ⅰ期では年2回(原則として4月、10月)利用者を募集する。第Ⅱ期では利用機会を増やして、年4回(原則として1月、4月、7月、10月)とし、利便性を高める。
- ②利用希望者は、募集期間(1か月間)に申請書を提出し、センターでまとめて目的外使用申請を行う。
- ③目的外使用の承認が得られたら、センターが匿名標本データを作成する。匿名標本データは圧縮し、パスワードをかけて、CDに収納する。
- ④センターで説明会を開催し、利用者に対して試行的提供の意義、データの適正な管理、データ利用上の注意事項などを説明した上で、匿名標本データを提供する。
- ⑤利用者は6か月の使用期間終了後、匿名標本データをセンターに返却する。
- ⑥利用者は匿名標本データによる論文を完成させたら、論文をセンターに提出する。

4.3 試行的提供による利用環境の改善

目的外使用における個票データ利用上の問題点については、2.2で述べた。試行的提供において、これがどのように改善されたか、次にみることにする。

まず、高度の公益性が担保されるために、研究計画については承認が得られやすくなり、そのための資料等の提示も必要なくなっている。秘密の保護については、秘匿処理を施している

ので、すでに秘密の保護がなされているはずであるが、これに加えて詳細な集計様式の記載が求められている。このように詳細な集計様式を添付しなければならないため、申請書作成の煩雑さは解消していないものの、集計表については、ホームページ上に、書き方の説明、分類事項一覧の見本などを掲載して作成作業を容易することによって、多変量解析については、回帰分析で被説明変数、説明変数として必要な調査項目をすべて記載するのではなく、総括的な記載方法を取ることによって、負担は軽減されている。試行錯誤・追加分析については、事前に申請した集計様式以上の分析はできないが、同じ研究テーマで再度申請することは認められていることから、時間はかかるものの可能と言える。承認までの所要期間が長いという問題については、試行的提供の各応募期間終了後2か月～3か月程度で承認されているので、比較的短期間と言える。一方、利用期間が短期間という問題であるが、試行的提供の利用期間は事前に6か月と決められている。目的外使用ではできるだけ短期間が望ましいとされている利用環境の中では、比較的長い期間を確保していると言える。提供用にデータ順序や変数名によって判別できるデータ形式にし、全国消費実態調査では家計収支、貯蓄、耐久財など集計区分ごとに別れているデータを1つのデータにまとめて利用しやすくしている。データの内容がわかりにくいことについては、ホームページ上にデータの内容を示した符号表やデータの解説を掲載し、利用者からの問い合わせについても、メールによって対応している。研究者の統計調査に対する理解不足についても、実際に申請されてきた時に集計様式の書き方を支援したり、説明会でデータ利用上の注意事項を説明することによりある程度解消できている。

このように、試行的提供では、通常の目的外使用よりも、利用しやすくなっている。それとともに、センターが利用者と行政の間で利用者を支援することによって、申請そのものが円滑に進んでいると思われる。

4.4 試行的提供の残された問題点

試行的提供は、目的外使用制度の利用しにく

さを改善し、利用しやすい方式にしているが、我が国初めての試みで、利用条件を厳しくしていることもあって、幾つかの問題点も指摘できる。1つは、提供する統計調査は、今のところ大規模標本の4つの統計調査に限定され、政府統計としていながら、総務省統計局以外の府省の統計調査を提供できていない。次は、学術研究目的とするために、申請者を大学の専任講師以上として、非常勤研究者等大学の若手の研究者、短大、民間の研究機関の研究者は利用できない。3つ目は、4.3で述べたように申請書における集計様式は、作業負担を軽減するための工夫はされているものの、詳細な集計様式を求められ、それに伴い試行錯誤や追加分析もできないことになっている。最後に、説明会への出席である。東京近郊の研究者にとっては、特に負担とは思われないが、地方の研究者にとっては、東京までの時間と経費がかかることになり、東京近郊の研究者に比べると不利益を被っている。

5. 試行的提供の実績

政府統計マイクロデータの試行的提供は、平成16年11月から平成20年9月までの4年間の期間で始まった。すでに3年が経過し、第I期及び第II期の半分を終え、残すところ1年、すなわち第II期の半分の期間を残すのみとなっている。この3年間の実績について考察する¹²⁾。

5.1 申請件数等の実績

3年間における利用者の募集は、第I期(年2回募集)の平成16年11月、17年4月、10月、18年4月と利用回数を増加させた第II期(年4回募集)の18年11月、19年1月、4月、7月の計8回となる。申請件数は3年間の合計66件で、1年目(平成16年11月、17年4月)は10件、2年目(17年10月、18年4月)は21件、3年目(18年11月、19年1月、4月、7月)は35件と、年々着実に増加してきている。

申請件数66件のうち、27件は以前に申請した利用者からの申請となっている。この申請件数の約4割を占める再申請には、4つのタイプがある。1つはすべての分析を利用期間内に行えなかったもので、再度申請するケース、次は学

術誌等に投稿し、査読者によって追加分析を要求されたり、新たな分析を追加するケース、3つ目は新たな年次のデータの利用が可能になったので、新しい年次を追加して前の申請と同じ内容の研究を申請するケース、最後は、全く別の研究テーマで申請するケースがある。

第1のケースは、個票データの内容を理解し、使いこなせるまでに時間がかかり、実質的に分析に使える期間が短くなり、期限内に分析を終えることができなかったという研究者の問題であり、研究者が個票データの扱いに慣れていないことを示している。第2のケースは、あらかじめ集計様式を決めておかなければならず、試行錯誤できないことや追加分析できなかったという制度に起因するものである。第3のケースは、提供するデータが増えることにより利用が拡大すること、第4のケースは、研究者が個票データの扱いに慣れ、有用性が認識されることにより利用が拡大することの現れである。

5.2 実績の分析

(1)利用者の視点

3年間の利用者についてみると、総申請者数は66人、共同利用者を含めた総利用者数は92人、再利用者を除く純申請者数、純利用者数はそれぞれ39人、57人である。申請者の属性をみると、通常の目的外使用申請では、利用者の範囲から国公立大学の教員の方が承認されやすいが、試行的提供では国公立と私立の差は全くないので、国公立大学、私立大学ともほぼ同人数(34人、32人)となっている。この点では偏りのない利用状況となっている。ただ、我が国全体としてみたときの国公立大学、私立大学の大学数、教員数を考慮すると、私立大学の方が多いため、この評価も議論の余地がある。

地域的にも東京地方(埼玉、千葉、東京、神奈川)と東京地方以外ではほぼ同数(32人、34人)となっている。地域的にも広がっているようにもみられるが、東京地方以外の約半数は大阪地方(京都、大阪、兵庫)であることをみると、必ずしも全国的な広がりになっていない。実証分析をする研究者は東京地方や大阪地方に集中しているのか、それとも地方大学の研究者には情報が十分に伝わっていないため、応募しないの

か、その実情は明らかではない。

通常の目的外使用では、科学研究費補助金を受けていることが高度の公益性を担保する1つの方法となっているが、試行的提供の申請者の研究資金についてみると、科学研究費補助金を受けていない者が多く(46人)、研究資金なし又は大学からの研究費としている。通常の目的外使用では申請が困難な研究者にも利用の道を開いていることを示している。

(2)研究目的の視点

調査別申請件数を見ると、1回の申請で複数の調査を利用する場合があるので、合計で72件となっている。そのうち、就業構造基本調査と全国消費実態調査の2調査で8割以上を占める。社会生活基本調査は9件、住宅・土地統計調査は第Ⅱ期からの提供であるので3件と少ない。

就業構造基本調査について研究目的からみると、大きく分けて、①女性(あるいは妻)の就業に関する分析、②若年労働者に関する分析、③高齢者の就業に関する分析、④就業者、失業者に関する分析、⑤就業異動に関する分析、の5つの研究課題に分けられる。格差問題が大きく取り上げられた時期とも重なり、非正規労働者、若年労働者、勤労貧困者などの研究が目立つようになり、研究者の関心がその方面に向けられたのがわかる。

全国消費実態調査についてみると、収支、資産などの家計の総合的な調査であることから、さまざまな視点からの研究課題となっている。社会生活基本調査は、女性の就業との関係から生活時間を捉えようとする研究やそれぞれの生活行動の決定要因を解明する研究となっている。

就業構造基本調査では社会学の分野での利用、全国消費実態調査では環境の分野での利用、社会生活基本調査では避難行動予測に用いられるなど、本来の利用目的分野とは異なる分野での利用が見受けられる。

(3)研究方法の視点

研究方法を集計表のみ、集計表と多変量解析の組合せ、多変量解析のみの3つに分けてみると、申請件数66件のうちそれぞれ17件、37件12件で、多くが集計表と多変量解析を組み合わせた方法となっている。集計表については、既

存の報告書の結果表では得られない高次のクロス表を集計し、それを基に分析する場合、所得や資産の分布を推定する場合、独自の分類を作成し、その分類で再集計する場合などがあり、多変量解析との組合せでは、多変量解析のために事前に集計表で分布等を確認する場合がある。

多変量解析については、ほとんどが回帰分析であり、賃金関数や消費関数などを推定するためと、選択の決定要因を取り出すための2つのタイプがあり、多くが後者を目的としている。手法をみると、最小2乗法による線形モデル又は線形対数モデルを用いた回帰分析は少なく、ほとんどが最尤法による非線形モデルであるプロビットモデル、ロジットモデルを用いた回帰分析となっている。変数に用いるデータによって、多項プロビットモデル、多項ロジットモデル、順序プロビットモデル、順序ロジットモデル、ネステッドロジットモデル、区間回帰モデルなどを使い分けて回帰分析している。また、データがある水準で切断されている場合には、トービットモデルやヘックマンの2段階推定法を用いている。これらの手法の中で、ノンパラメトリックなモデル分析としているものはあまりみられない。こうしたことから、現在での実証分析における分析手法の傾向がわかる¹³⁾。

5.3 実績からみた試行的提供

試行的提供は、「統計行政の新たな展開方向」に述べられている個票データ提供の在り方を検討するための実験であり、その検討のための情報が得られるという意義があるのはもちろんであるが、提供そのものの意義を考えたい。

第1に、実証分析を行う研究者に個票データを利用する機会を広く与えるものである。ただ利用機会を与えるだけでなく、学術研究目的で、大学の専任講師以上ならば区別なく、継続的に利用できる環境が整ったことの意味は大きい。統計データの二次的な利用においては、調査本来の目的とは異なる思いもかけない分野での利用や、様々な観点からの分析がなされ、新たな知見を得ることができる。また、統計作成機関にとって、調査の改善などに役立つ研究成果も期待できる。

以上のことは、実証分析における学問的な水

準を引き上げることになると思われる。実際に利用者からは我が国の研究発展に大きな役割を果たすと回答されている。しかし、これを判断できるほど研究成果が蓄積されていないのが実状である。

第2に、実証分析のためにはデータアーカイブが必要であることを知らしめることにつながったと考えられる。統計データの二次的な利用のためには、個票データの保存・管理が不可欠である。調査時点における個票データは、その時以外には二度と調べることのできないもので、調査時点と同じ時代の研究のためならず、将来における経済・社会の変化をとらえる実証研究にとっても貴重な資料となる。

第3に、研究資源としてのデータを提供するだけではなく、これらを用いた研究成果をも登録することの重要性の認識が生まれている。実証研究の成果を整備し、研究者に対する参考文献とすること、さらには、論文等を収集するだけではなく、論文等の検証が可能な状態へと進めることも重要である。

6. 新統計法とその運用

政府は、統計法(昭和22年法律第18号)の全部改正(統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の廃止)を行うこととし、第166回通常国会に統計法案を提出した。この法案は平成19年5月16日に成立し、5月23日に統計法(平成19年法律第53号)として公布された。

この新統計法は、内閣府の「統計制度改革検討委員会」及び総務省の「統計法制度に関する研究会」において、新たな統計制度の在り方を専門的に検討され、その報告に基づいて取りまとめられたものである。

新統計法のうち、公的統計の整備に関する基本的な計画や統計委員会の設置などに関する一部の規定は10月1日に先行施行され¹⁴⁾、その他の規定も2年以内(21年春)に施行されることになる。

6.1 新統計法の概要

統計法改正は、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ転換することを目指しており、公的統計の体系的かつ効率的な

整備及びその有用性の確保を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定、統計データの利用促進に関する措置等を内容としている。この新統計法の概要は次のとおりである¹⁵⁾。

第1条に「目的」、第2条に「定義」、第3条に「理念」が掲げられ、第4条～第31条に公的統計の体系的整備と基本計画の策定、第32条～第43条に統計データの利用促進及び秘密の保護、第44条～第51条の統計委員会の設置、第52条～第62条は罰則等となっている。そして、附則の第1条に施行期日が規定されている。

6.2 新統計法に基づく個票データ利用

個票データ(法律上では調査票情報)利用に関する規定についてみると、第40条に調査票情報等の利用制限が規定されている。そのうち第1項が統計調査にかかる調査票情報に対する規定であり、この法律に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的外の目的のために、自ら利用し、提供することを禁止している。これは旧統計法の第15条第1項及び第15条の2第1項の規定の考えを引き継いでいる。

前後して、第32条～第38条に調査票情報等の利用及び提供が規定されている。旧統計法では第15条第2項及び第15条の2第2項において調査票情報の目的外使用が認められており、新統計法においても、この規定及び運用の考え方を引き継ぐものである。条文にしたがってみていくと、第32条は、第40条第1項の「この法律に特別の定めがある場合」を規定しているものであり、調査実施者が実施した統計調査にかかる調査票情報を利用できることとしている。認める理由は、調査実施者が自ら調査票情報を利用するのは高度の公益性が認められるからである。旧統計法の下では、調査実施者といえども、調査票情報を自ら利用して、事前に想定していなかった集計や統計調査の改善に資する研究を行うことを制限されてきた。この利用が認められることにより、統計の発展に大きく寄与するものと考えられる。

第33条は、第32条と同様に、高度の公益性が認められる場合に限り、調査実施者以外の者に統計調査にかかる調査票情報を利用させることができることを規定している。基本的には、

旧統計法の調査票の目的外使用の運用を引き継ぐ内容とみられる。手続き上では、総務大臣の承認ではなく、調査実施機関の承認を得ればよいとしている。この法律の中には条文として明示的に規定されていないが、調査票情報の利用を庁舎内に限定して研究活動に利用する、いわゆるオンライン利用はこの条文の規定にしたがって行うことになる。

上記第32条、第33条は、調査実施者による場合や行政機関や地方公共団体が利用する場合など、高度の公益性がある場合について規定しているが、行政機関の活動と関連性をもたない研究を行う研究者は、第32条、第33条には該当せず、これらの条文を根拠に調査票情報を利用することはできない。このような研究者のために利用を可能にしたのが、第34条の委託による統計の作成等、及び第36条の匿名データの提供である。第34条は、統計の作成等を希望する者が調査実施者に個別の委託集計を依頼、その依頼を受けて調査実施者が集計し、依頼者に集計結果を提供する方式、いわゆるオーダーメイド集計で、依頼者が直接調査票情報を利用しないので、秘密の保護が確実に保たれる。このように秘密の保護が担保されるので、高度の公益性を満たさなくても、学術研究の発展に資する場合に限定して利用を認めている。第36条は、個体が識別されないように調査票情報を加工した匿名データによる提供の規定であり、匿名化されることにより秘密の保護が十分図られているので、第34条と同様に、高度の公益性を満たさなくても、学術研究の発展に資する場合に限り利用を認めている。なお、匿名データの作成は、第35条で規定されている。

第37条は、第34条及び第36条の規定に基づく事務の委託を定めており、第38条は、利用者が支払う手数料についての規定である。

6.3 匿名データ提供の枠組み

匿名データ提供の枠組みについては、総務省政策統括官(統計基準担当)が共通のガイドラインを作成し、それに基づいて各府省の統計部局がそれぞれのガイドラインを作成していくものと考えられる。政策統括官(統計基準担当)は、ガイドライン策定のために、各府省とは「統計

データ利用促進検討会議」を通じて協議し、有識者から意見や助言を得るために「統計データの二次利用促進に関する研究会」をも設置している。共通のガイドライン作成において、試行的提供での仕組みと実績については、唯一の実例として、参考にされるであろう。

新統計法の下での匿名データ提供の枠組みを検討する上では、主な検討項目は、匿名データの作成については、①対象となる統計調査の範囲、②秘匿処理の手法と処理手順、③秘匿処理の安全性の確認、④提供用データの仕様であり、匿名データの提供については、⑤使用申請、⑥申請書の審査、⑦事務的手続き、⑧匿名データの管理、と考えられる。

新統計法の下での枠組みを考えていくと、2.2及び4.4で述べた多くの問題点は解消されると見込まれる。匿名データの利用目的は学術研究であるので、研究計画などを提示することによって、承認が得られることになり、詳細な集計様式を事前に求められることはないと思われる。したがって、利用目的や研究計画内であれば、試行錯誤、追加分析も可能となる。匿名データは秘匿処理を施し、統計委員会で安全性を認められたものであるもので、秘密の保護も問題とはならない。申請書の審査については、調査実施機関のみで行われ、官報告示も必要なく、審査結果はある一定の期間内に申込者に通知することになるので、承認に要する期間は長くないだろう。一方、利用期間については、1年間といった一定の期間が設定され、更新も可能になると思われる。提供用にデータが整備されるかどうかは各府省の対応しだいである。研究者が政府統計データに慣れるには、実際にデータを利用し、その内容を理解する必要があり、それまでは啓蒙や指導が必要と思われる。

対象となる統計調査については、各府省が匿名データの提供にどのように対応するかにかかっているが、各府省は調査への影響、秘匿の有効性、利用ニーズなどの点から検討していくものと考えられる。最初からすべての統計調査が対象になるのではなく、先行して提供される調査の提供状況と調査に対するニーズなどを勘案しながら順次広げられていくことになろう。使用者の範囲は規定されていないので、若手の研

究者なども利用目的や研究計画などの審査しだいで利用できることになる。匿名データの提供は、郵送等で対応されると思われるが、倫理規程やデータ利用上の注意事項など研究者に対する啓蒙や指導するための講習会的なものを義務付ける可能性は残っている。

以上のように、共通のガイドラインは、試行的提供よりも利用しやすい枠組みになると考えられる。しかし、実際の運用がそれに伴わなければ利用しやすいものにならないことも試行的提供が教えるところである。

6.4 考えるべき課題

新統計法に基づく個票データの利用において、今後考えるべき課題を挙げておきたい。

(1)秘匿処理方法の開発

匿名データの作成について、現実にとどの程度の匿名化をするか難しい問題である。匿名化に際しては、安全性を重視すると有用性が低下し、逆に有用性を重視すると安全性に問題が生じることになる。安全性に重点をおきつつも、この両者のバランスをとるという考え方が必要になる。当然ながら、安全性や有用性は、各統計調査で調査している事項やデータ数によって異なるので、秘匿の方法は、統計調査ごとに検討する必要がある。

例えば、ドイツで匿名化の概念を「絶対的な匿名性」から「事実上の匿名性」に変容させて、匿名化措置の技術的な実験的研究¹⁰⁾を行ったように、我が国でもそうした取組みが必要となる。そして、この取組みには、個票開示の問題を研究している研究者が果たす役割が大きいと思われる。

(2)オンラインによる個票データ利用

いわゆるオンライン利用は、前述したように、第33条の規定によって考えうる方式である。秘密の保護が担保されるので、オーダーメイド集計や匿名データと同様に高度の公益性を満たさなくても、学術研究の発展に資する場合に限り利用を認められてもよいとも考えられる。しかし、この方式では、一般的に調査実施機関の施設内での利用を想定しており、それゆえに、①利用者は調査実施機関との雇用契約又はこれに準ずる契約を結ぶこと、②利用目的が調査実

施機関と関連があること、が前提条件になると思われ、実際の運用はかなり限定されたものになる可能性がある。また、オンラインのための施設を設置するためには、予算や人員などを用意する必要があるなど負担は大きいので、大学が協力することによって解決できる余地があると考ええる。

(3)若手研究者のための個票データ利用

日本学術振興会の特別研究員のようなポストドクタや大学院生などの若手研究者については、個票データを用いた実証分析の担い手として期待される。新統計法でオーダーメイド集計や匿名データについては、使用者の範囲が規定されていないので、これらの研究者の利用機会が確保されると思われる。しかし、利用を確実なものにするためには、学術研究であることを認め、データ管理の条件を満たせる運用の仕組みを構築する必要がある。例えば、学術研究に値することを証明するために、客観的な評価を受けられる第三者機関や、大学の専任教員からの推薦制度のようなものが想定される。

(4)事業所・企業調査の個票データ利用

事業所・企業調査の個票データについては、匿名化が困難であると認識されている。したがって、オーダーメイド集計か、第33条の規定の目的外使用を考えるしかない。この中には、(2)で前述したオンライン利用も含み、有効な方法と考えられる。ただ、一部の事業所・企業調査、例えば、全国物価統計調査や小売物価統計調査の販売価格データ、賃金構造基本統計調査の個人票のデータなどは、工夫することにより匿名化できると考えられる。

(5)オーダーメイド集計、匿名データではできない分析・研究

オーダーメイド集計や匿名データではできない分析又は研究もありうる、データリンクージやパネルデータの作成・利用がその事例である。これらは、オンライン利用を含む第33条の規定の目的外使用でなければできない研究である。こうした研究もあることを念頭にいた対応が、今後は必要である。

(6)追試が可能か、学術誌からのデータ提供の要求に応えられるか

社会科学分野において、追試の機会が得られ

ることは、研究の水準を維持・向上させる上でも重要とされている。海外では集計された結果について、別の研究者が追試をして、正しくデータを扱っているかを審査することがある。個票データを学術研究目的で継続的に提供することにより、再現性を担保することが可能になっていく。オーダーメイド集計や匿名データの運用においては、この意味からも追試ができる仕組みにしなければならない。

我が国の新統計法で提供される個票データが海外の学術誌によって公開データと認められるのかどうかは、追試のために個票データの提出を求められた場合に提出できるかに依存する。この点は、海外の学術誌に投稿する研究者にとっては重要な関心事となろう。

(7) 統計調査の改善に資するためのフィードバックの問題

調査実施者が研究を委託した場合には、その研究成果を統計調査に取り入れることがなされるが、一般的には、個票データを用いた研究成果が当該統計調査の改善のために使われることはあまりない。これは、一部の関係者を除き、行政の調査実施者と大学等の研究者との交流がなされていないことが原因と考えられる。行政と学界との人的な交流を推進し、研究成果を統計調査に生かす仕組みが必要となる。

(8) 研究成果に対する評価

新統計法の下では、個票データの利用が承認される前提として「学術研究の発展に資する」ことが条件とされているので、この条件から研究成果の評価を考える必要がある。これは、行政よりもむしろ学術的な立場から、研究成果について評価する仕組みが考えられてしかるべきであろう。

(9) 政府統計に対する理解不足からくる誤った分析

個票データを利用する研究者が、必ずしもその政府統計の調査方法、標本設計や推定方法などを熟知しておらず、個票データに対する理解不足から誤った分析をする可能性がある。研究成果としての論文等をみる限りでは、個票データの扱いについて詳述されないために気づかれないことが多い。政府統計に関する基礎的な情報が研究者に伝えられ、かつ理解されるために

は、定期的な講習会などの機会を設けて啓蒙に努める必要がある。

6.5 大学の役割

新統計法の下で、匿名データ提供の枠組みが構築され、現実に運用されることになったときに、センターを含む大学はどのような役割を担うことができるであろうか、また、どのような役割を担うべきであろうか。

研究者の多くは、6.4の(9)でも指摘したように、これまで政府統計の調査の実際について、十分に知らされてこなかったし、個票データを利用できる機会がなかったために、個票データを熟知しているとは言えない。そこで、大学は匿名データの受付及び提供事務を担い、その中で研究者と行政との間で利用者を支援したり、相談に乗ったりする仲介役として機能するとともに、定期的な講習などを通じて研究者を指導・支援できる体制を築き、実証分析を発展させることに尽力すべきである。

オンライン利用について、6.4の(2)、(4)で掲げている課題に対応するために、調査実施機関と共同して、大学の施設内にサイトを開設し、主に事業所・企業調査の個票データを用いた実証分析拠点の構築を目指すべきである。

若手研究者のためには、6.4の(3)で述べたように、大学が客観的な第三者機関として研究計画を評価し、推薦することを考えていくべきである。また、大学院生に対する実証分析に関する教育について言うならば、大学院の経済学研究科や社会学研究科等のカリキュラムの中に個票データを用いた統計の作成や分析等の演習を取り入れることは不可欠である。演習に用いるためのレプリカデータ(疑似データ)を作成することも検討していくべきである。

大学は、個票データの利用促進に尽くし、我が国の社会科学分野における実証研究の進展のために貢献すべきであり、そのために連携して全国の大学研究者に開かれた共同利用施設を設置し、その意見やニーズに応える継続的な体制を構築することが大学の責務と考える。

(一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター)

注

謝辞 本稿の作成に際しては、試行的提供システムの構築について、安田聖、松井博の両氏からご教示頂いた。また、神林龍、佐藤正広の両氏から適切なアドバイスを、一橋大学経済研究所の定例研究会及び統計数理研究所での合同研究集会の参加者から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

1) 統計調査の調査票のデータは、マイクロデータ、マイクロ統計データ、個票データ、個別データ、調査票情報などの表現が使われている。また、調査票のデータの個体の識別をできなくしたものは、秘匿処理済マイクロデータ、標本データ、匿名標本データ、匿名データなどの表現が使われている。マイクロデータを個体の識別をできなくしたものとして扱っている場合もある。本稿では、基本的には個票データ及び匿名標本データを用いるが、それぞれの説明ではそこで使われている表現をそのまま使用することにする。

2) 特定領域研究以前の状況については、福重(2003)が詳細に分析している。

3) 旧統計法の解説は坂本(1991)を参照のこと。

4) 旧統計法の調査票の目的外使用の原則禁止とその例外的使用の規定は次のとおりである。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したもののについては、これを適用しない。

5) 旧統計法の第1条には、法の目的として「この法律は、統計の真实性を確保し、…(略)…ことを目的とする。」と規定されている。

6) 総務省政策統括官(統計基準担当)では、目的外使用の内部基準として、事務処理要領「指定統計調査調査票使用申請要領」(昭和40年行政管理庁告示第48号)を設け、使用目的、使用者、使用方法、公表方法等の観点から基準を設定し、運用している。

7) 目的外使用の実務上の問題については、松井(2000)が詳しい。

8) 「マイクロ統計データ活用研究会」の活動は、実際には平成11年度から始まっていた。

9) 秘匿措置については、竹村(2003)が解説している。

10) マイクロデータ分析セッションは、政府統計の個票データを全国の研究者が利用できるシステムの構築・運営、自らが政府統計の個票データの集計・分析を行うこと、これらの活動の基盤となる個票データの分析手法の研究、これら3つの活動を行うこととして構想された。1番目の政府統計の個票データを全国の研究者が利用できるようにする活動は、オンサイト利用方式、秘匿処理済マイクロデータ利用方式、オーダーメイド集計方式の3つの方式が考えられていた。

11) 「科学研究費補助金研究者」というのは、研究者番号を有する、大学院を修了して日本学術振興会の特別研究員などをしているいわゆるポストドクタを想定している。

12) 本稿作成段階で目的外使用申請が認められた平成19年7月募集までを対象とした。

13) 経済研究所定例研究会における報告時に、岩崎一郎氏よりどのような経済分析が行われているかを論文から調査すべきとのご指摘をいただいた。本稿作成段階では、提出されていた論文が少数で、調査するには十分でないと考え、申請段階での研究目的や研究内容から調査することで代替することにした。なお、提供された論文はセンターのホームページ(<http://rcisss.ier.hit-u.ac.jp/>)上で公開している。

14) 統計委員会は統計委員会令(平成19年政令300号)に基づき、平成19年10月1日に設置された。

15) 新統計法は総務省又は総務省統計局・統計研修所・政策統括官のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>、<http://www.stat.go.jp/>)を参照のこと。

16) ドイツの匿名化措置については、濱砂敬郎(1999)及び松田芳郎・濱砂敬郎・森博美(2000)が解説している。

参考文献

- 福重元嗣(2003)「わが国における官庁統計の個票利用と経済分析——科研プロジェクト以前の状況について——」『統計数理』第51巻第2号, pp. 373-388.
- 濱砂敬郎(1999)「ドイツ連邦統計法におけるマイクロデータ規定と匿名化措置」『マイクロ統計データの現状と展望』(『研究所報』No. 25, 法政大学日本統計研究所), pp. 69-99.
- 濱砂敬郎(2000)「事実上の匿名性の原則」『講座マイクロ統計分析1 統計調査制度とマイクロ統計の開示』日本評論社, pp. 196-224.
- 井出満(2004)「日本におけるマイクロデータの提供」『研究所報』No. 32, 法政大学日本統計研究所, pp. 39-42.
- 石田晃(1999)「アメリカ、カナダにおけるマイクロデータの現状について」『マイクロ統計データの現状と展望』(『研究所報』No. 25, 法政大学日本統計研究所), pp. 1-34.
- 石田晃(1999)「統計目的外使用制度とその運用」『マイクロ統計データの現状と展望』(『研究所報』No. 25, 法政大学日本統計研究所), pp. 293-310.
- 各府省統計主管部局長等会議(2003)『統計行政の新たな展開方向』.
- 加納悟(1999)「マイクロデータの開示とプライバシー保護の理論と実際」『統計情報のフロンティアの拡大——マイクロデータによる社会構造解析——』統計情報開発センター, pp. 108-117.
- 経済社会統計整備委員会(2005)『政府統計の構造改革に向けて』.
- 松田道夫(1973)『統計法の解説(三訂版)』全国統計協会連合会.
- 松田芳郎(1999)『統計情報のフロンティアの拡大——マイクロデータによる社会構造解析——』統計情報開発センター.
- 松田芳郎・濱砂敬郎・森博美(2000)『講座マイクロ統計分析1 統計調査制度とマイクロ統計の開示』日本評論社.
- 松田芳郎・美添泰人・伴金美(2000)『講座マイクロ統計分析2 マイクロ統計の集計解析と技法』日本評論社.
- 松井博(2000)「現行法のなかでのマイクロデータ利用手

- 続き」『講座ミクロ統計分析1 統計調査制度とミクロ統計開示』日本評論社, pp. 330-347.
- 森博美(1991)『統計法規と統計体系』法政大学出版社.
- 森博美(1996)「各国におけるマイクロデータ提供の現状」法政大学日本統計研究所.
- 森博美(1999)「イギリスにおけるセンサスマイクロデータの提供」『ミクロ統計データの現状と展望』(『研究所報』No. 25, 法政大学日本統計研究所), pp. 35-48.
- 森博美(2004)「マイクロデータの利用特性と統計利用論」『研究所報』No. 32, 法政大学日本統計研究所, pp. 9-38.
- 森博美(2005)「諸外国におけるマイクロデータ関連法規の整備状況とデータ提供の現状」『オケーショナル・ペーパー』No. 13, 法政大学日本統計研究所.
- 永山貞則(1999)「日本でのマイクロデータ公開の展望」『ミクロ統計データの現状と展望』(『研究所報』No. 25, 法政大学日本統計研究所), pp. 311-318.
- 永山貞則(2000)「匿名標本データの位置づけ」『講座ミクロ統計分析1 統計調査制度とミクロ統計の開示』日本評論社, pp. 351-362.
- 日本学術会議学術基盤情報常置委員会(2001)「情報化社会における政府統計の一次データの提供形態のあり方について」.
- 日本学術会議(2005)要望「電子媒体学術情報の恒久的な蓄積・保存・利用体制の整備・確立」.
- 日本学術会議学術基盤情報常置委員会(2005)「政府統計・世論調査等の一次データ(含む個票データ)の体系的保存と活用・公開方策について」.
- 日本学術会議政府統計の作成・公開方策に関する委員会(2006)「政府統計の改革に向けて——変革期にある我が国政府統計への提言——」.
- 坂本信三(1991)『我が国の統計制度』全国統計協会連合会.
- 総務省統計局統計基準部(2005)『統計データアーカイブに関する調査研究』(研究結果報告書).
- 総務省統計局統計基準部国際統計課(2002)『諸外国における統計の制度と運営』その24.
- 総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計管理官室(2005)『諸外国における統計の制度と運営』その25.
- 総務省政策統括官(統計基準担当)(2006)『統計データの二次的利用の仕組みの在り方に関する調査研究』(研究結果報告書).
- 総務省政策統括官(統計基準担当)『統計基準年報』平成17年度～平成22年度.
- 総務省政策統括官(統計基準担当)(2007)『統計法関係資料』.
- 竹村彰通(1999)「統計データの個票開示における開示制限の決定理論評価」『統計情報のフロンティアの拡大——マイクロデータによる社会構造解析——』統計情報開発センター, pp. 102-107.
- 竹村彰通(2003)「個票開示問題の研究の現状と課題」『統計数理』第51巻第2号, pp. 241-260.
- 統計制度改革検討委員会(2006)『統計制度改革検討委員会報告書』.
- 統計法制度に関する研究会(2006)『統計法制度に関する研究会報告書』.
- 統計審議会(1995)『統計行政の新中・長期構想』.
- 山中四郎・川合三良(1950)『統計法と統計制度』統計の友社.
- Citteur, C. A. W., Willenborg, L. C. R. J. (1993) "Public Use Microdata Files: Current Practices at national Statistical Bureaus," *Journal of Official Statistics*, Vol. 9, No. 4, pp. 783-794.
- Cox, Lawrence H. (1987) "The Practice of the Bureau of the Census with the Disclosure of Anonymized Microdata," in *Deutsches Statistisches Bundesamt*.
- Denham, C. J. (1986) *Census Microdata in Great Britain: The possibilities*.
- Marsh, C., Skinner, C., Arber, S., Penhale, B., Openshaw, S., Hobcraft, J., Lievesley, D. and Walford, N. (1991) "The Case for Samples Anonymized Records from the 1991 Census," *Journal of the Royal Statistical Society*, Vol. 154, Part 2, pp. 305-340.
- Sabine Köhler(1999) "Anonymised Microdata in Federal Statistics," *Federal Statistics Office Publication Series*, Vol. 31.
- Statistics Canada (1998) *Final Report of the Joint Working Group of the Social Science and Humanities Research Council and Statistics Canada on the Advancement of Research Using Social Statistics*.
- Statistics Canada (2005) *Guide for Researchers under Agreement with Statistics Canada*.
- UK. Office for National Statistics (1996) *Maintaining the Confidentiality of Data*.
- United Nations Economic and Social Council (2006) *Guidelines and Core Principles for Managing Statistical Confidentiality and Microdata Access*.
- U. S. Bureau of the Census (2005) *Research at the Center for Economics Studies and the Research Data Centersb: 2000-2004*.
- U. S. Bureau of the Census (2006) *Research at the Center for Economics Studies and the Research Data Centersb: 2005*.
- U. S. Office of Management and Budget Federal Committee on Statistical Methodology (2005) *Statistical Policy Working Paper 22: Report on Statistical Disclosure Limitation Methodology*.